

5 飲酒

適正な飲酒は、増大するストレスを緩和し、人間関係を円滑にする効果がある一方、過度な飲酒は、生活習慣病をはじめ、様々な身体疾患やうつ病等の健康障害の要因になるとともに、家庭内暴力や虐待、飲酒運転による被害など、大きな社会問題の原因となっています。

一般に、女性は男性よりアルコール性肝障害など臓器障害をきたしやすく、アルコール依存症に至るまでの期間も短いことが知られています。また、妊娠中の飲酒は、妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児性アルコール症候群や発達障害を引き起こすなど、胎児への影響も指摘されています。

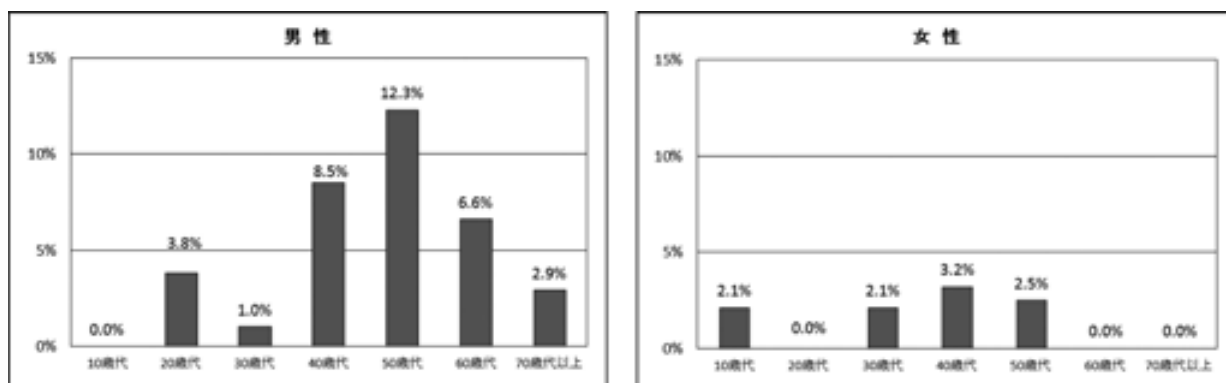
【現状と課題】

- 前計画において、1日日本酒3合を超え多量に飲酒する者の割合は男女ともに増加しており、性別では女性の増加率が高く、男性の年齢別では40歳代、50歳代、60歳代の割合が高く、特に50歳代が最も高い状況にあります。また、健康診査においてアルコール性肝疾患を指摘される者の割合も増加の傾向にあります。

成人に対しては、アルコールに関する正しい知識や適正な飲酒についての普及啓発を図るため、家庭、保健医療関係団体・機関、企業、学校、地域団体等と連携した取組を行う必要があります。特に、多量飲酒の割合が高かった40～60歳代の男性や、妊婦に対する働きかけが必要です。

- 未成年者の飲酒率は減少（改善）したものの、なくすことはできませんでした。
未成年者の飲酒は、体内に入ったアルコールが身体の発達や臓器の機能に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるだけでなく、事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題を引き起こしやすくなることから、未成年者の飲酒を防止する取組が必要です。

■ 1日日本酒3合を超え多量に飲酒する者の年代別割合（平成23年度）



出典：広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

【施策の方向性】

(1) 飲酒に関する知識の普及啓発

アルコールと健康の問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結び付くよう、保健医療関係団体・機関、企業、学校、地域団体等と連携して、多量飲酒や妊婦の飲酒の弊害などを含め、飲酒が及ぼす影響や適正な飲酒についての普及啓発を図ります。

主な事業・取組	
主な事業・取組	概要の説明
健康教育、健康相談等（飲酒）	保健センターにおいて、飲酒が及ぼす影響や適正な飲酒について普及啓発するため、健康教育や健康相談を実施するとともに、アルコールに関するパネル展示やリーフレットの配布を行う。
アルコールに関するパネルの貸出	精神保健福祉センターにおいて、アルコールに関する情報を掲載したパネルの貸出を行う。
母子健康手帳の交付及び妊婦相談（再掲）	妊娠の届出をした妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊娠や出産に関する相談を行うとともに、妊娠・授乳時における飲酒・喫煙の害を周知する。
大学や専門学校等との連携による出前授業等（飲酒）	保健センターにおいて、若い世代に向けて飲酒が及ぼす影響や適正な飲酒について普及啓発するため、大学や専門学校等との連携を図り、出前授業やアルコールパッチテストの実施、イベント等での啓発用リーフレットの配布を行う。
企業等との連携による健康教室等（飲酒）	従業員や家族に向けて飲酒が及ぼす影響や適正な飲酒について普及啓発するため、企業等との連携を図り、健康教室等を実施する。
「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」事業（飲酒）	地域保健と職域保健の関係団体・機関等で構成する「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」の活動を通じて、飲酒が及ぼす影響や適正な飲酒について普及啓発するための取組を検討する。
自助グループに関する情報提供	アルコール等依存関連の自助グループに関する情報をまとめたものをホームページに掲載する。

(2) 未成年者の飲酒防止対策

未成年者の飲酒を防止するため、未成年者を対象に、飲酒に関する正しい知識についての普及啓発を図るとともに、未成年者に飲酒をさせないための環境づくりに取り組みます。

主な事業・取組	
主な事業・取組	概要の説明
飲酒喫煙・薬物乱用防止教室（再掲）	各学校において、薬物等の専門家を招へいし、飲酒喫煙・薬物乱用を防止するための授業を実施する。
飲酒喫煙防止の啓発活動（再掲）	飲酒喫煙を防止するための啓発パンフレットを作成し、学校や幼稚園の保護者に配布する。
「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の取組（再掲）	未成年者への飲酒・喫煙防止の普及啓発を行うため、学校、地域団体、関係団体、関連事業者、行政で構成する「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の活動を通じた取組を行う。

【目 標】

① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少（再掲）

生活習慣病のリスクを高める要因となる多量飲酒を防止することは、生活習慣病の発症予防につながることから、アルコール摂取の適量の範囲を、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g（日本酒では2合）未満、女性20g（日本酒では1合）未満と定義し、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」を目指し、国目標の減少率（15％）に準じて目標を設定します。（現状及び目標は前述の第1章1「(1)がん」に同じ。）

② 妊娠中の飲酒をなくす（再掲）

妊娠中の飲酒は、妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児にも胎児性アルコール症候群や発達障害を引き起こすなどの悪影響があることから、国目標に準じて「妊娠中の飲酒をなくす」ことを目標とします。（現状及び目標は前述の第1章2「(1)次世代の健康」に同じ。）

③ 未成年者の飲酒をなくす（再掲）

未成年者の飲酒は、体内に入ったアルコールが身体の発達や臓器の機能に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるだけでなく、事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題を引き起こしやすくなっていることから、国目標及び広島市子ども施策総合計画の目標に準じて「未成年者の飲酒をなくす」ことを目標とします。（現状及び目標は前述の第1章2「(1)次世代の健康」に同じ。）